

屋根からの 落氷雪事故防止などのお願い



毎年、冬になりますと、沿道建物からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。

皆さんも、冬季間の生活にはご苦勞されていると思いますが、冬季間の通行を円滑にし、事故を無くするため、特に、次のことに注意するようお願いいたします。

落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、雪止めを設置するようにしてください。

落氷雪事故は、気温がマイナス3からプラス3程度のときに発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際にはできるだけ複数人で行い、歩行者や遊んでいる子供等に十分注意するようにしてください。

交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の雪を道路に出さないようにしてください。

落氷雪があった場合は、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないように排除してください。

既に雪止めが設置されている場合であっても、針金等のサビ、老朽化等による破損が原因で落氷雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損等が発見された際は早急に修繕するようにしてください。

軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。

軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないようにしてください。

建物の壁、窓枠、突出看板からの落氷雪は少量でも危険であるため、早めに付着した氷雪の除去を行うようにしてください。

また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

北海道開発局・北海道・北海道警察・鹿部町



町広報誌に広告を 掲載してみませんか？



町広報誌は地域密着型の情報誌として、全戸に配付されているほか、町公式ホームページからも閲覧することができます。広告利用のため掲載を希望される方は役場企画振興課へ申込みください。

なお、広告掲載の詳細については以下のとおりとなります。

種類	規格	掲載期間	広告料	申込方法	申込期限
広報しかべ	ページの下1段2分の1 (縦50mm×横85mm)	月号 単位	1回につき 5,000円	掲載申込書に 広告原稿を添えて 申込み	広報発行月号の 前月1日まで
	ページの下1段 (縦50mm×横170mm)		1回につき 10,000円		

- ※1 掲載申込書は役場企画振興課又はホームページから取得できます。
- ※2 広報誌の掲載について、同じ企業等の広告を同月号に複数掲載できません。
- ※3 広告掲載の種類と範囲については、鹿部町広告掲載取扱要綱第3条に基づき、以下の項目いずれにも該当しないものとします。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝にかかわるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広告に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの

※お問い合わせ・申込先 役場企画振興課 (TEL: 7-5297)